

記載上の注意

- (注1) 主任の欄は、電波法で定める主任無線従事者である場合に限り、「主任」と記載すること。
 (注2) 無線従事者の資格は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ右欄に掲げる略称で記載することができる。

区 分	略称		区 分	略称
第一級総合無線通信士	1 総		第一級海上特殊無線技士	海特 1
第二級総合無線通信士	2 総		第二級海上特殊無線技士	海特 2
第三級総合無線通信士	3 総		第三級海上特殊無線技士	海特 3
第一級海上無線通信士	1 海		第一級陸上特殊無線技士	陸特 1
第二級海上無線通信士	2 海		第二級陸上特殊無線技士	陸特 2
第三級海上無線通信士	3 海		第三級陸上特殊無線技士	陸特 3
第四級海上無線通信士	4 海		レーダー級海上特殊無線技士	海特レ
第一級陸上無線技術士	1 陸		国内電信級陸上特殊無線技士	陸特国
第二級陸上無線技術士	2 陸			
航空無線通信士	航空			
航空特殊無線技士	航特			

- (注3) 免許証番号の欄は、「ABCD1234」のように記載すること。
 (注4) 住所の欄は、主任無線従事者に限り記載するものとし、無線従事者については記載を要しない。
 (注5) 免許証コピーの提出は要しない。
 (注6) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 15 項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。